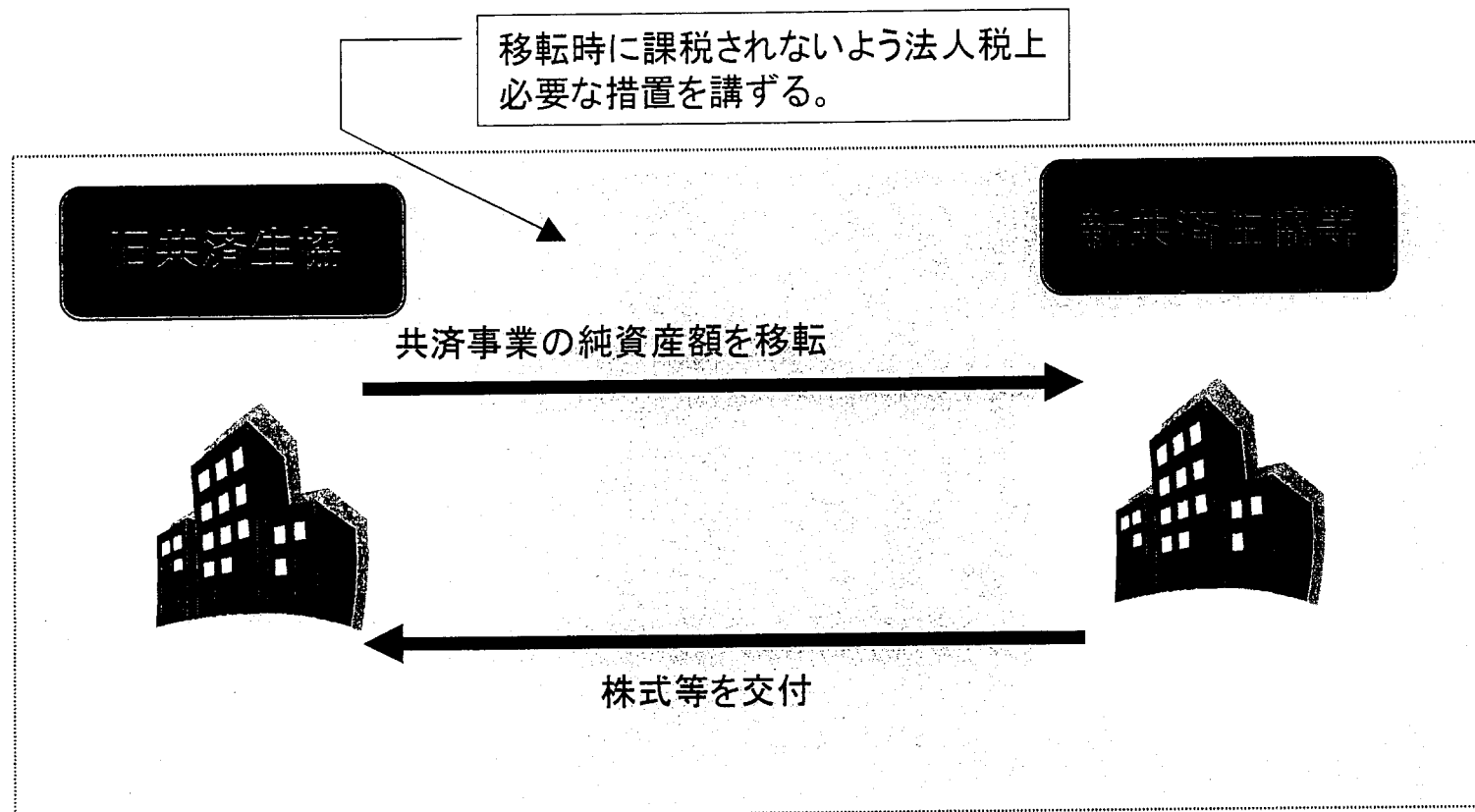


税制改正について

生協に係る平成20年度税制改正要望について

共済事業を行う消費生活協同組合又は連合会が共済事業を分離した場合に伴う税制上の所要の措置

- 本年の改正生協法により、契約者保護の観点から、共済事業の健全性を担保するために、一定基準以上の共済事業と他の事業との兼業が禁止されることとなった。
- 共済事業実施生協が、新たに設立された共済生協や他の共済生協に共済事業を移転する場合、旧共済生協及び新共済生協等に課税されることになる。
- このような場合に移転資産に課税することは、契約者保護という改正法の趣旨に反し、かえって共済事業の健全な運営を妨げる恐れがある。
- このため、平成20年度税制改正で、兼業規制対象組合が新たに設立された共済生協や他の共済生協に共済事業を移転する場合の法人税における所要の措置を要望した。



検査及び予算等について

○ 平成20年度における生協に対する検査（調査）指導について

これまで、厚生労働本省及び地方厚生局が行う生協検査については、「消費生活協同組合検査要領」を定め、これに基づき実施しており、都道府県に対しても、「消費生活協同組合に対する検査の実施について」（平成15年4月14日 社会・援護局長通知）として参考にお示ししているところである。

現在、改正生協法の施行を4月に控え、政令の制定に続き、省令及び模範定款例の改正に向けた作業を行っているところであるが、今後、これらの改正内容等を踏まえた上で、同要領の改正を行うとともに、新たに共済事業を行う生協に対する指導及び監督に資するための検査マニュアルや監督指針の作成を行うこととしている。

これらについては、今後できるだけ早急に作成を行った上、通知させていただく予定であるので、その旨ご了知願いたい。

また、平成20年度厚生労働本省及び地方厚生局における生協に対する検査（調査）指導に当たっては、全ての生協が新制度への円滑な移行が図れるよう、各生協の対応状況等の把握・確認を行うことに重点をおいて行うこととしている。

なお、各都道府県において独自に検査マニュアル等を作成し、所管生協に対する検査（調査）指導を行う場合であっても、新制度への円滑な移行が図れるよう十分ご留意願いたい。

○ 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

消費生活協同組合指導監督事業の創設

※セーフティネット支援対策等事業費補助金の「地域福祉増進事業」にて実施

(項) 生活保護等諸費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金 195億円の内数

【趣旨】

- (1) 消費生活協同組合（生協）については、事業内容が複雑化、多様化し、その規模も拡大するなど、市場において一定の地位を占める経済事業主体となっている。このため、これまで以上に、事業の健全性を確保し、組合員の保護を図る観点から、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等を行うために生協法の改正を行ったところである。
- (2) この法改正の実効性を担保するため、検査項目の増加、経営状況等を適正にディスクローズするための新会計基準を取り入れた施行規則の見直し及び継続的な健全経営への指導が必要となるところである。
- (3) このように円滑な法施行のため、各県の担当者においても、資質向上が求められることとなる。このため、生協検査検討委員会（仮称）を設置し、各県の検査マニュアル等の作成・改訂、検査事例の検討及びスキルアップのための研修会を行い、指導監督体制の充実・強化を図るものである。

【事業内容】

(1) 生協検査検討委員会の設置

(2) 研修会の実施

3. 実施主体 都道府県

4. 補助率 1/2